

医療情報ネットワーク基盤検討会開催について

1. 検討事項

● 医療分野における電子化された情報管理の在り方に関する事項



「診療録等の保存を行う場所について」(外部保存通知)の改定に向けた検討
外部保存通知によって規定されている電子カルテ等の診療情報の保存場所
について、関係省庁で以下のガイドラインが整備されたことを踏まえつつ、そ
の適切な在り方を検討する。

検討を通じて、医療機関に過度な負担を掛けず、安全な医療情報の管理及び
効率的な活用の基盤整備を目指し、通知の改定も併せて検討する。

○「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第4版」(平成21年3月厚生労働省)

医療機関等において情報システムを導入し、医療情報を管理する際に遵守すべき事項を規定

○「ASP・SaaS事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン」(平成21年7月総務省)

ネットワークを利用したソフトウェアで、医療情報の情報を処理する事業者が遵守すべき事項を規定

○「医療情報を受託管理する情報処理事業者向けガイドライン」(平成20年3月経済産業省)

医療機関から情報処理業務を受託し、医療情報を管理する事業者が遵守すべき事項を規定

● 個人が自らの医療情報を管理・活用するための方策等に関する事項



医療機関から自らの診療情報を安全に入手し、活用するための方策を検討

電子化された診療情報を安全にやりとりするためには、“なりすまし”を防
ぐための認証基盤が必要となる。昨年度の検討会で、認証基盤の決めごととな
るポリシーの策定の必要性が示されたことから、本年4月より作業班を開催し、
人用ポリシー(本人性、実在性、国家資格を確認するために必要な事項を規定)
(案)、及び組織用ポリシー(保険医療機関等の存在を確認するために必要な事
項を規定)(案)について一定の結論が出たため、検討会において議論を行う。

2. 今後のスケジュール

今年度中に2～3回の検討会を開催予定